

財政健全化判断比率等の状況（平成20年度）

1 健全化判断比率

指標の名称・概要	早期健全化基準	財政再生基準	平成19年度	平成20年度
①実質赤字比率 = 普通会計実質赤字の標準財政規模等に対する比率	14.16% 財政規模に応じ 11.25～15%	20.00%	— (該当なし)	— (該当なし)
②連結実質赤字比率 = 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模等に対する比率	19.16% 財政規模に応じ 16.25～20%	30.00% 3年間の経過措置あり H20・21：40% H22：35%	— (該当なし)	— (該当なし)
③実質公債費比率 = 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模等に対する比率	25.0%	35.0%	13.6%	14.2%
④将来負担比率 = 一般会計等の地方債残高及び将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模等に対する比率	350.0%	なし	128.4%	114.4%

2 資金不足比率

特別会計の名称・概要	経営健全化基準	平成19年度	平成20年度
下水道事業特別会計 = 各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	20.0%	141.6%	355.2%

※水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び簡易水道事業特別会計には資金不足額はありません。

早期健全化基準とは～ 財政状況に対する黄色信号とも言える基準の数値です。
4つの財政健全化比率のうち、ひとつでもその基準を超えた場合は、「早期健全化団体」となります。

財政再生基準とは～ 財政状況に対する赤信号とも言える基準の数値で、自主的な財政の健全化を図ることが困難と判断されるラインとなります。
将来負担比率を除く3つの財政健全化比率のうち、ひとつでもその基準を超えた場合は、「財政再生団体」となります。

経営健全化基準とは～ 公営企業の財政状況に対する黄色信号とも言える基準の数値です。